



# 定 款

# 特定非営利活動法人 ライフ・コンセプト100

## 定 款

### 第1章 総 則

#### 第1条 (名 称)

この法人は、特定非営利活動法人ライフ・コンセプト100という。

#### 第2条 (事務所)

1. この法人は、主たる事務所を神奈川県藤沢市に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### 第3条 (目 的)

この法人は、広くマンション等集合住宅に居住する一般市民を対象として、コミュニティのスラム化を防止し、子ども、孫の代にまでわたる100年先までの「安心・安全・快適」な市民生活の実現に貢献するという運営コンセプトに基づいた総合的な提案とサポートを行うことにより、良好な住環境の確保と豊かで継続可能なコミュニティの実現に寄与することを目的とする。

#### 第4条 (特定非営利活動の種類)

この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 街づくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 情報化社会の発展を図る活動
- (9) 経済活動の活性化を図る活動
- (10) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (11) 消費者の保護を図る活動
- (12) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

#### 第5条 (事 業)

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 住民のコミュニティ形成支援に関する事業
- (2) コミュニティ組織の設立及び運営支援に関する事業
- (3) コミュニティ内の住民の生活支援に関する事業
- (4) コミュニティの子どもの育成支援に関する事業

- (5) コミュニティの環境保全とリサイクルに関する事業
- (6) コミュニティの防犯・防災体制の確立支援に関する事業
- (7) コミュニティの情報の整備に関する事業
- (8) その他、第3条の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

### 第6条 (種 別)

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

### 第7条 (入 会)

1. この法人の目的に賛同し、第3条の目的を達成するための事業に参加することができると認められるものは、会員として入会することができる。
2. 会員として入会しようとするものは、理事の面談を経て、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
3. 理事長は、前項の申込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
4. 理事長は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### 第8条 (入会金及び会費)

1. 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
2. 会員は、一旦納入した入会金、会費その他の拠出金品について、返還を請求することができない。

### 第9条 (会員の資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき、若しくは会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

### 第10条 (退 会)

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### 第11条 (除 名)

1. 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。
  - (1) この定款等に違反したとき
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

2. 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

## 第4章 役員及び職員

### 第12条 (種別及び定数)

1. この法人に次の役員を置く。
  - (1) 理事 3人以上
  - (2) 監事 1人以上
2. 理事のうち、1人を理事長、1人以上を副理事長とする。

### 第13条 (選任等)

1. 理事及び監事は、理事会において選任する。
2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
5. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

### 第14条 (職務)

1. 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。副理事長が複数あるときは、その職務を代行するものは、理事長があらかじめ指名した順序によるものとする。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること
  - (3) 前二号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

### 第15条 (任期等)

1. 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### 第16条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### 第17条（解任）

1. 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事の場合は理事会の議決により、監事の場合は、総会の議決により、それぞれこれを解任することができる。
  - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき
2. 前項の規定により役員を解任しようとするときは、当該役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

#### 第18条（報酬等）

1. 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前二項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 第19条（職員）

1. この法人に、事務局長その他の職員を置く。
2. 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

### 第5章 総会

#### 第20条（総会の種別）

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### 第21条（総会の構成）

総会は、正会員をもって構成する。

#### 第22条（総会の権能）

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 監事の解任
- (6) その他運営に関する重要事項

## 第 23 条 （総会の開催）

1. 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。
2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
  - (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
  - (3) 第 14 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき

## 第 24 条 （総会の招集）

1. 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。
2. 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

## 第 25 条 （総会の議長）

総会の議長は、その総会に出席した理事の中から選出する。

## 第 26 条 （総会の定足数）

総会は、正会員総数の 5 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

## 第 27 条 （総会の議決）

1. 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第 28 条 （総会の表決権等）

1. 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決し、若しくは他の正会員又は議長を代理人として表決を書面又は電子メールをもって委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

## 第 29 条 （総会の議事録）

1. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電子メールによる表決者若しくは表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が記名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

### 第30条 (理事会の構成)

理事会は、理事をもって構成する。

### 第31条 (理事会の権能)

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### 第32条 (理事会の開催)

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電子メールをもって招集の請求があったとき
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

### 第33条 (理事会の招集)

- 1. 理事会は、理事長が招集する。
- 2. 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、理事会において別段の定めをすることができる。

### 第34条 (理事会の議長)

理事会の議長は、理事長が務める。

### 第35条 (理事会の議決)

- 1. 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### 第 36 条 （理事会の表決権等）

1. 各理事の表決権は、平等なるものとする。
2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

### 第 37 条 （理事会の議事録）

1. 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電子メールによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名が記名、押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

### 第 38 条 （資産の構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### 第 39 条 （資産の管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 第 40 条 （会計の原則）

この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### 第 41 条 （事業計画及び予算）

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。



#### 第 42 条 （暫定予算）

1. 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### 第 43 条 （予備費の設定及び使用）

1. 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

#### 第 44 条 （予算の追加及び更正）

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### 第 45 条 （事業報告及び決算）

1. この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### 第 46 条 （事業年度）

この法人の事業年度は、毎年 11 月 1 日に始まり翌年 10 月 31 日に終わる。

#### 第 47 条 （臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

### 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

#### 第 48 条 （定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

#### 第 49 条 （解 散）

1. この法人は、次に掲げる事由により解散する。
  - (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合 併

- (5) 破産手続き開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### 第50条（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、理事会で定めるものに譲渡するものとする。

#### 第51条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

### 第9章 公告の方法

#### 第52条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

### 第10章 雑則

#### 第53条（細則）

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

#### 附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、別表第1に掲げるとおりとする。
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成24年1月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成22年10月31日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、別表第2に掲げる額とする。

附 則

この定款は、平成 27 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 28 年 9 月 5 日から施行する。